

ウェルネスバレー推進協議会 運営委員会 運営要綱

ウェルネスバレー推進協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウェルネスバレー推進協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、規約第11条第1項に規定する協議会の会議（以下「会議」という。）の下に設置する運営委員会の運営に関する事項を定める。

(構成)

第2条 運営委員会は、ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）会長が指名する運営委員10名程度から構成する。

2 運営委員のうち1名を委員長とし、協議会会長が指名する。ただし、委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する者が代理を勤める。

(役割)

第3条 運営委員会は、規約第11条第2項の規定に基づき、規約第4条に掲げる事務のうち、会議で審議する基本的な事項について検討し、その結果を上申するとともに、基本的な事項以外の事項について審議し、決定する。具体的には、以下の役割を担う。

- (1)ウェルネスバレー構想の深化に向けた検討
- (2)協議会の中期行動計画に係る検討
- (3)協議会の年度毎の事業計画及び予算の審議並びに決定
- (4)ワーキンググループの活動の総括
- (5)その他協議会から付託された事項の審議並びに決定

(招集)

第4条 運営委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第5条 運営委員会は、運営委員の3分の2以上が出席しなければ開催できない。ただし、運営委員はあらかじめ委員長の承認を得て代理を出席させることができるほか、委員長にあらかじめ委任状を提出することにより出席とすることができる。

(決議)

第6条 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、大府市及び東浦町が担う。

2 事務局に事務局長を置き、委員長が指名する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会で別に定める。

附 則

本要綱は、平成28年7月4日から施行する。